

■ 第 153 回 新潟市農業振興地域整備審議会

日時：令和 4 年 8 月 1 日（月）午後 1 時 30 分から

場所：白山会館 2 階 大平明浄

（司 会）

ただいまより、第 153 回新潟市農業振興地域整備審議会を開催させていただきます。

本日、司会をさせていただきます、農林政策課課長補佐の松川と申します。よろしくお願いいたします。

本日の審議会は、委員の改選後初めての開催となります。

本審議会は公開ということになっておりますことから、報道機関の方をはじめ、一般の方の視聴、傍聴が可能となっているところでございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、本日の終了時刻は午後 2 時 50 分を予定しております。そのあと、午後 3 時より農業構想策定部会の会議が控えているため、時間どおり終了できるよう、皆様におかれましては円滑な会議の進行について、ご協力をお願いしたいと思います。

場合によっては途中で終了をさせていただく場合もあるかも分かりませんが、皆様におかれましては、その点ご承知おきいただきたくよろしくお願いいたします。

はじめに、委員のご出席状況をご報告させていただきます。委員 14 名のうち、出席の委員 11 名で本日は半数を超えておりますので、審議会規則第 5 条第 2 項により会議が成立していることをご報告いたします。なお、本日は藤原茂昭委員、五十嵐美和子委員、田中康子委員につきましては欠席のご連絡を頂戴しているところでございます。

次に、委嘱状の交付を行います。本来でありましたら、委員の皆様にも市長より直接委嘱状の交付をさせていただきたいと思っていたところでございますけれども、大変失礼ではございますが、委嘱状におきましては机上配付させていただきました。市長に代わりまして、農林水産部長の三阪より委嘱状を読み上げますので、委員の方は恐れ入りますが、お名前をお呼びいたしましたら、その場でご起立をお願いしたいと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

（農林水産部長）

委嘱状交付

（司 会）

ありがとうございました。ここからは、次第に沿って進めさせていただきたいと思っております。

開会にあたりまして、農林水産部長の三阪よりごあいさつを申し上げます。

(農林水産部長)

委員の皆様におかれましては、本日はご多用のところ、本審議会にご出席賜りありがとうございます。さて、日ごろより本市の農林水産行政の推進について、多大なご理解とご支援を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、本市は全国に誇る大農業都市として、米はもちろんですが黒埼茶豆や新潟すいか、ルレクチエ、チューリップなど魅力的な農産物の一大産地となっており、本市にとって農業は欠かせない産業となっております。しかしながら、農業を取りまく環境は少子化、人口減少による消費の低迷、農業者の高齢化や担い手の減少など課題が多く、大変厳しい状況となっております。

本市としましては、将来にわたって新潟の強みである農業を持続していくには、農業の就業先としての魅力を高めていくことが大事だと考えており、儲かる農業の実現に向け、売れる米づくりや高収益な園芸の導入に対する支援、その下支えとなる基盤整備や担い手の育成、農産物の付加価値を高めるなど、施策を戦略的に進めております。本審議会は本市農業施策の方向性を定める新潟市農業構想や農業振興地域整備計画に関する事項において、皆様から様々なご助言をいただき、本市の農業施策に反映をさせていただく場として開催しており、今回で153回目となります。

この度、新たにご就任いただきました委員の皆様には、これからの2年間のご支援とご協力をお願いいたしまして、簡単ではございますがあいさつとさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

(司 会)

それでは、議事に入る前に資料の確認をさせていただきたいと思います。資料は、事前に配付いたしました資料と、本日机の上に配付している資料でございます。資料1から資料7までにつきましては、事前に送付をさせていただいている資料になります。資料1、資料2、資料3、資料4、資料5-1、資料5-2、資料6-1、資料6-2、資料6-3、最後に資料7は事前に送付してあるものでございます。そのうち資料5-2につきましては、申し訳ありませんが差し替えがございますので、本日机上配付してあるところでございます。

そのほかに、机上配付してある資料といたしましては、先ほどの委嘱状と座席表、封筒に入っております農業振興地域整備計画書(案)行政区別8計画でございます。以上になりますが、不足の資料等がございましたら挙手をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、今回は新委員での初めての審議会でございますので、次第にはございませんけれども、まずは審議会の概要につきまして事務局からご説明を申し上げます。

(農林政策課長)

事務局の農林政策課長の佐藤と申します。よろしくお願ひいたします。

まずは、審議会の概要についてご説明をさせていただきます。お手元の資料2をご覧ください。最初、この審議会の位置付けでございますけれども、この審議会は市の条例に基づき設置されております、市の附属機関でありまして、市長の諮問に依りて、本市の農業振興地域整備計画および食料、農業及び農村に関する基本計画であります農業構想の作成や変更、あるいは重要な決定、施策の推進などにつきまして調査、審議をいただく会議となっております。

資料2の1ページの図をご覧ください。審議会の枠の右側に記載いたしておりますとおり、審議事項といたしましては、農用地区域からの除外案件や農業構想の策定・変更が主なものとなっております。農業構想に定めている目標に対する進捗状況等を事務局から毎年、報告をさせていただきます。また、図にありますとおり、審議会には小委員会と部会があります。小委員会は会長が指名する委員で構成しており、農業振興地域整備計画に関する軽微な変更の案件。具体的には、1ヘクタール以上10ヘクタール未満の農用地区域からの除外案件があった場合にご審議いただく形となっております。

次に、小委員会の下になりますけれども、部会とあります。この部会は、必要があるときに設置することが可能としています。本年度は、新潟市農業構想の策定部会の設置を予定しています。

続いて、資料6ページ目をご覧ください。新潟市農業及び農村の振興に関する条例です。本市における農業の基本条例という位置付けです。この条例におきましては、第2条に基本理念として、安心して安全な農産物の安定的な生産、地場農産物の地域内流通および消費の促進、農業資源および多様な担い手の確保などを掲げております。

次に、8ページ目をご覧ください。第8条で、この基本理念に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するために、基本計画を策定するものとしています。この基本計画にあたるものが、新潟市農業構想です。現在の農業構想につきましては、平成18年に最初となる農業構想を策定し、平成27年に改定を行い、今年度が8年の計画期間の最終年度となっております。そのため、来年度からの8年間を計画期間とする3期目となる農業構想を策定する必要があることから、今年度は農業構想策定部会を設けさせていただき、ご審議いただきたいと思います。

なお、資料が飛びましたけれども、2ページ以降につきましては、審議会に関する本市の条例、規則などを掲載しております。

(司 会)

ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これより審議に入らせていただきたいと思います。審議につきましては、会長が選出されるまでの間、議事等の進行を行う仮議長を三阪農林水産部長が務めたいと思いますが、いかがでございませうでしょうか。

「異議なし」の声

ありがとうございます。

それでは、三阪部長よろしく申し上げます。

(農林水産部長)

会長選出までの間、仮議長を務めさせていただきます。皆様、よろしくお願ひいたします。

それでは、審議事項1、会長、副会長の選出についてでございます。審議会委員は、会長、副会長それぞれ1名をおいて、委員の互選によりそれを定めることとなっております。どのように決めるかということですが、事務局から提案はありますでしょうか。

(農林政策課長)

それでは、提案をさせていただきたいと思ひます。昨年度まで、審議会におきましては新潟大学の吉川委員から会長を、新潟市農業委員会の虎澤委員から副会長を務めていただいております。その中で円滑に審議会を運営いただいておりますことから、引き続き吉川委員から会長を、虎澤委員から副会長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

(農林水産部長)

今、異議なしということでございましたが、よろしいでしょうか。それでは、皆様の拍手をもって決定とさせていただきますと思ひます。

それでは、新しい会長と副会長が決定いたしましたので、吉川委員には会長席にお移りいただき、進行をお願いいたします。

(吉川会長)

ただいま、会長を仰せつかりました新潟大学農学部の吉川と申します。また、よろしくお願ひいたします。

私も新潟に来てもう十数年経つところですがけれども、新潟市は政令指定都市ですがけれども、田園型政令指定都市ということをお標榜しております。やはり全国的に見ても、昨日まで北海道の札幌にいたのですがけれども、札幌のあたりよりはるかに農業と都市というものが非常に近いということが新潟市の特徴かと思ひます。

今、工事が行われていますがけれども、新潟駅の駅舎が改装工事をしていて、都心部についてはまた立派な顔ができるということで非常に嬉しいところであるわけですがけれども、今か

なり農業が危機的な状況にあるというか、少子高齢化、それから食の変化等によって、新潟を代表するお米というものの需要がなかなか伸び悩んでいるところがございます。

ただ、前市長とお会いする度にお話をしていたのが、やはり田園型の政令指定都市というものを標榜するのであれば、真の意味での融合というものが必要なのではないかという話をしていました。私は研究で農業土木が専門で、特に農業水利学ということで、新潟では田んぼダムというものがかなり進みつつありまして、田んぼダムによる都市地域の水害の抑制だとか、こういったものもある意味一つの都市と農村の融合だと思うのです。そういった意味で、真の融合を目指していけるような新潟市の構想を立てていければいいのかと思っています。

皆さん、そら野テラスって行かれましたか。部長行かれましたか。すごくいいところなのですけれども、私、実はあまり知らなくて、妻に誘われてそら野テラスでお昼ご飯を食べたのです。あそこのテラス席に座って風景を眺めると、水田の稲がばーっと広がっていて、そのうえ地平線上に空が見えるのです。ウインドウズX P時代にウインドウズのスクリーンのような感じで、すごく美しいと思いました。まさにこれが新潟の風景だということを感じたのです。最も私はあそこの風景が新潟の近くに住んでいて好きな風景の一つです。こんなに素敵なおところがあるのだ。田園風景とはこういうものなのだということを感じました。それが、車でたった15分も行けばそういった風景に出会える。この新潟が、私は本当に大好きなのです。特に、水田の風景が広がる新潟はすごく好きなのですけれども、こういった意味でも、都市住民でさえすぐに農業に触れ合う、こういった景色に出会えるこの新潟。より、真の融合というものを目指していけるような構想を一緒に作っていければと思っています。以上、短いですが、私からのあいさつとさせていただきます。

それでは、本日の議事に入ります。議事録署名委員に関して、会長が指名することとなっております。今回は佐々木委員と齋藤委員のお二人にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

次に、審議事項の②、小委員会委員の指名についてです。まず、小委員会委員8名は審議会規則で会長が指名することとなっております。資料3をご覧ください。1号委員から青山委員、若山委員、2号委員から杉本委員、小柳委員、高橋委員、佐々木委員、3号委員から齋藤委員、田中委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

「はい。」の声あり  
ありがとうございます。

次に、小委員会長の指名になりますが、こちらは規則で互選することが定められています。事務局からご提案はありますでしょうか。

(農林政策課長)

事務局からご提案をさせていただきたいと思います。昨年度まで、亀田郷土地改良区の杉本委員から小委員会の会長をお務めいただいております。円滑に小委員会を運営いただいておりますので、引き続き杉本委員から小委員会長をお願いしたいと考えております。

(吉川会長)

杉本委員、よろしく申し上げます。小委員会長に杉本委員との提案がありました。皆さん、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議がないようですので、小委員会の会長、小委員会長は杉本委員をお願いしたいと思います。

続いて、小委員会の会長代行の指名になりますが、こちらは小委員会長が指名することが定められています。杉本委員、いかがでしょうか。

(杉本委員)

それでは、小委員会の会長代行委員は、審議会委員の経験が長く、農業の現場にも精通していらっしゃる、新潟かがやき農業協同組合の高橋委員をお願いしたいと思います。

(吉川会長)

それでは、小委員会会長代行には高橋委員ということでよろしく願いいたします。

次に審議事項の③部会委員の指名についてです。事務局から説明のありましたとおり、この審議会は新潟市農業構想の策定について調査、審議をすることが所掌事務にあり、新たな農業構想を策定するために部会を設置することになりました。部会委員は、審議会規則で会長が指名することとされています。資料4をご覧ください。まずは、この審議会委員から青山委員、藤原委員、堀委員、杉本委員、高橋委員、石山委員、そして事務局からの要請もあり、私、吉川も参加いたします。

さらに臨時委員として、株式会社白銀カルチャー代表取締役 荒木康男さん、全国農業協同組合連合会新潟県本部担い手・営農支援部部長 神林正浩さん、新潟中央青果株式会社常務取締役 大野茂さん、株式会社新花代表取締役社長 玉木隆幸さん、新潟県新潟地域振興局農林振興部副部長 渡部浩さん。以上、12名の方々から部会委員としてお務めいただきたいと思います。

また、部会長は審議会の会長である私が指名することになっておりますが、事務局と協議のうえ、審議会の会長である私が部会長も兼任させていただきます。よろしく申し上げます。本日の審議事項は以上となります。

続きまして、報告事項に移ります。報告事項①新潟市農業構想の目標達成状況について、

事務局からお願いいたします。

(農林政策課長)

それでは、新潟市農業構想の目標達成状況につきまして、ご報告をさせていただきます。今回の報告の趣旨でございますが、本日説明をいたします農業構想につきましては、平成 27 年 4 月に策定し、計画期間を平成 27 年度から令和 4 年度まで 8 年間としております。この農業に関する基本計画として位置付けている 8 年間の農業構想でありますけれども、こちらで 5 つの基本方針、25 の施策に対応して 13 の目標を掲げて、農業、農村の振興を図ることとしております。この報告につきましては毎年、目標の達成状況を本審議会に報告をさせていただきまして、意見をいただいています。そのことから、今回につきましても、令和 3 年度実績ということで全体の進行状況についてご報告をいたします。資料につきましては、お配りさせていただいております資料 5-1 と資料 5-2 を使用させていただきます。本日は、そのうち資料 5-2 に戻りまして、13 の指標の進捗状況をご説明させていただきます。A 3 縦で折り込んでおりますけれども、資料 5-2 をご覧いただきたいと思っております。

資料 5-2、標題が新潟市農業構想目標の達成状況と評価でございます。指標ごとに、達成状況を 13 の表に表しております。それぞれ、表の上段におきましては指標名を記載しております。その下の 2 段目の最初に作成した平成 25 年度当時の数字を記載しており、その同じ行の右から三つ目が、本日ご報告をさせていただきます令和 3 年度の実績値となっております。一番右側の段には最終年度、目標年度の令和 4 年度における目標値を記載しております。その下の段の 3 段目は、目標を達成するための主な事業を記載しております。さらに、その下の段の 4 段目になりますけれども、令和 3 年度実績に対する評価を記載しております。一番最後の段になりますが、今後の方向性等を記載しております。同様に、このような形で記載をしております。

それでは最初に、指標 1 水稲作付面積から順にご説明をさせていただきます。水稲作付面積につきましては、本市の農業の最も大きな特徴は、日本一を誇る水田面積と水稲の作付けです。これまで、これらの特徴を活かして米づくりを進めてきておりますが、主食用米の全国的な消費の減少、米価の下落、他産地の品質向上等により産地間競争が激化しており、水田農業を取りまく環境が厳しい状況にあることから、水稲作付面積の維持向上を本市の活性化指標としております。結果は表のとおりですが、引き続き加工用米、米粉用米などへの支援や園芸の大規模産地化など、生産の拡大につながる各種施策の実施により水稲作付面積の確保を進めていきます。

次に、下の表、指標 2 うるち米の一等米比率です。水稲作付面積にならび、市場ニーズに応える高品質な米づくりを推進することを目標とし、うるち米の一等米比率を指標としてお

ります。米の品質は前年度産よりも改善しているものの、天候による影響を受け、目標は達成できなかったところです。今後は悪天候の影響などを極力低減できるよう、スマート農業の技術を活用するなど適切な栽培管理の徹底を進め、目標を達成できるよう努めてまいります。

続いて、下の表になります。指標3 学校給食における地場農産物の利用割合です。本市では、生産団体等の協力のもと、学校給食における地場農産物のコーディネートを行い、学校給食の地場農産物の利用割合の向上に取り組んでおります。令和3年度は、前年度と比較して利用率は上がったものの目標値には近づけていません。今後も様々な取り組みを進めるとともに、学校給食関係者で連携し検討を深めるなど、さらなる学校給食の地場農産物の利用向上に努めてまいりたいと思います。

次に、その下の表の1列目の一番下段になりますが、指標番号が前後いたします。指標13 新たな園芸産地の形成です。農業を取りまく環境の変化で米の需要が減少する中、米中心の生産体制から高収益な園芸作物等の複合経営に転換し、儲かる農業を実現するためには、競争力のある新たな園芸産地の育成を図っていく必要があります。令和3年度は、農協によるいちじくの栽培施設やえだまめの機械、すいかなどを栽培する園芸用ハウスの整備を支援したほか、農業者グループによるキュウリの園芸用ハウスの整備など、計5地区の大規模園芸産地の形成に向けた取組みを支援し、平成30年度からの事業開始から累計14産地で新たな園芸産地の形成が推進されております。今後も農業団体等と連携し、新たな産地の育成と既存産地の維持・拡大を進め、複合営農を推進してまいりたいと考えています。

資料2ページをご覧ください。一番上の表になります。指標4 認定農業者への農地集積率です。各地域単位で、人・農地プランの実効性を持った取組み、プランとするために、実質化に向けた話し合いを行い、農地中間管理事業を進めた結果、認定農業者への農地集積率が上昇いたしました。本年6月の国会で可決された関連法の改正により、人・農地プランが法定化されたことも踏まえ、引き続き、農業委員や農地利用最適化推進員等との連携を強化しつつ、農地集積を進めていきます。

次に、下の表、指標5 新規就農者数です。国の補助事業への誘導や新規就農者を雇用する農業法人等に対して支援を行う市の単独事業などを活用し、新規就農者の確保から営農定着まで支援をすることで、80人の新規就農者数を確保することができております。今後も、新潟市のアグリパークにおける就農相談や就農支援の充実を図るとともに、国や市の補助事業等を積極的に活用し、新規就農者数の増加に努めてまいりたいと考えております。

続いて、その下の表の指標6です。市管理農業用排水機場の長寿命化対策工事の実施数です。本市が所有し管理している農業用排水機場は10機場ございますが、老朽化が進み、長寿



命化対策工事が必要となっております。長寿命化対策工事の準備を進めていくところでありますが、令和3年度は両村囲排水機場の真空遮断器等電気設備取替工事および飯山排水機場の圧力計交換工事を実施しております。引き続き、長寿命化の取組みを進めてまいります。

次に、2ページ目の一番下の表の指標7ほ場整備率です。農業生産コストの低減と担い手への農地の利用集積を図るため、関係機関との連携を図りながら、ほ場整備を推進しております。ほ場整備率は、構想作成時から3.4ポイントの上乗せとなっておりますけれども、目標としました60パーセントの達成に向けて、さらに促進をしていく必要があるところです。農地中間管理機構が主体となって実施する、地元負担を必要としない事業制度の活用などを通して、ほ場整備事業の普及啓発、機運醸成を図ってまいります。

続いて、3ページ目をご覧ください。一番上の表で指標8多面的機能支払の取組率です。令和3年度は、118の組織が2万7,332ヘクタールの面積で農地維持活動等に取り組み、構想策定時から取り組みポイントは25.7ポイント上昇しております。近年は、伸びが鈍化傾向にあります。引き続き事業の未実施地区に対して、農業、農村の有する多面的機能が適切に維持、発揮されるよう事業制度の普及啓発に取り組み、事業の取組面積の増加に努めてまいります。

次の表になります。指標9主食用水稲作付面積に占める化学合成農薬・化学合成肥料を5割以上低減した栽培面積の割合です。安心安全で高品質な米づくりと環境負荷を低減した持続可能な水田農業を推進するため。主食用水稲作付面積に占める化学合成農薬、化学合成肥料の使用を5割削減した面積の割合を指標としております。平成30年度に米の需給調整に関する制度の大幅な変更がありました。こういったことなどが影響し、5割減農薬、減化学肥料栽培の農産物生産の作付面積は減少傾向にあるところでもあります。引き続き、減少傾向にあるところではありますが、各種政策を実施することで、この目標の達成に向けて努めてまいります。

続いて、その下の表になります。指標10田んぼダムの面積です。田んぼダムの整備は、雨水を一時的に水田に貯留させて、時間をかけて流すことで排水路や排水機場の能力を超えないようにして、農地や市街地の浸水被害の軽減を図ることを目的にしております。農業者が自ら整備し管理を行っていることから、その重要性について理解促進を図り、一層の取組面積の増加を図っていきたいと考えております。

また、田んぼダムの取組みは、令和2年度に信濃川、阿賀野川の流域治水対策の一つに位置付けられていることから、今後は農業者のみならず、国土交通省をはじめとした他の行政機関や土地改良区、また地域住民の方々と連携して推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、指標 11、一番下の表になります。農業サポーターの活動人数です。本事業は、都市住民の農業への理解と関心を高めるとともに、農家の労力不足解消の一助とするため、農業に関心のある市民の方を農業サポーターとして登録いたしまして、ボランティアで農作業を手伝ってもらう制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により、前年比で延べ活動日数は減少しているところですが、サポーターの登録人数は増加しているところです。今後も農業サポーターの活動を継続的に支援しながら、農業者との自主的運営を促すとともに、都市住民への農業への相互理解を深めていきたいと考えております。

続いて、最後になります。4 ページ目、最終ページをお開きください。指標 12 教育ファームの取り組み小学校割合です。子どもたちの生きる力と郷土への愛着を育むため、アグリパークを中心に教育委員会と連携して作成した、アグリ・スタディ・プログラムを推進し、令和 3 年度も市内すべての小学校で農業体験学習を実施いたしております。今後は、アグリ・スタディ・プログラムをさらに進めるとともに、SDGs の観点も取り入れ、対象を小学校から大学まで拡大した新たなプログラムの作成を進め、取り組みを強化していきたいと考えております。

以上、13 指標になりますが、令和 3 年度の農業構想の進捗状況と評価に関する説明は以上になります。令和 4 年度につきましては、今期の農業構想の最終年度となります。引き続き、各種の施策により目標の達成に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

(吉川会長)

ただいまの説明について、質問はありますでしょうか。

(青山委員)

青山です。ご説明ありがとうございました。達成できているものとできていないものとそれぞれの評価の背景はよく分かりました。私の理解が足りていなくて、先ほどの説明で少し理解がまだ進まなかったことがあるので、指標 9 の 5 割以上減らした農薬、化学肥料が平成 30 年に米の政策が変わって、そこからだいぶ実績が落ちておりますが、これは米の政策の変化と、いわゆる特裁米になると思うのですが、その関係をもう少し詳しく教えていただければ。多分、令和 4 年度もそうですし、次の新たな農業構想ですか。それを作るにあたって、多分ここを一つ踏まえておく必要があるかと思ひまして、もう少し教えていただきたいと思ひます。お願いします。

(農林政策課長)

ありがとうございます。米の制度変更というところですが、市内のこういった 5 割減農業栽培につきましては、やはり作付面積が一番多い水稻で実施されるところで、取り組み割合が伸びているところです。その制度変更の部分ですが、平成 30 年度まで実施され

てきた国の制度の中では、5割減農薬ですとか3割減農薬といった、あと有機栽培ですとかといった減農薬、減化学肥料の度合いに応じて米の作付面積が少なく見ることができる。減反をしていると見ることができるというような取扱いがあったところです。当然、そういった減化学肥料栽培に取り組んで有利販売につなげるという取組みを、各農協をはじめやられているところですが、農業者の方にとってはそういった減反面積に見ることができるということも大きな取組みを促進する要因だったのかなと。ですので、そういった有利販売のところの位置付けは変わりないところではあるかと思うのですが、制度変更というところは要因として一つ大きなところがあったのかという。

(青山委員)

ということは、平成30年度からその有機、特裁をやっている、それが減反にはカウントをされなくなったということ、正味の人たちがやっていることがこの面積ということなので、分りました。ほかの事例ですけれども、今、特裁そのものが需要が中途半端だと。有機でもないし、農薬を減らした。生産者側としては多分それがぎりぎりといいますか。ここまでだったらできるというところですが、需要マーケットとしたら、どちらにしたほうがいいのかというような。需要のほうも伸び悩みをしているので、この目標自体も今後どうするのかということは、検討の余地があるのかという気がいたしました。

(吉川会長)

やはり、需要の喚起というのと同時に供給側のインセンティブが、ある意味なくなってしまうところがあるわけですね。国の方針が変わったというところで。こういったところでなかなか難しいと思うのですが、市独自の政策が打てると、供給側も需要側も喚起する形にすると目標達成に近づくのかという感じがしました。

ほかに、どうぞ。

(高橋委員)

ただいまの質問というか、ご意見ですか。私の隣にいる市農協の石山委員もおられるので、生産現場からも一言。方向的に今考えて施行されている減減栽培は、記載のとおり減減3、減減50、減化学肥料、減化学農薬ということで、これが生産現場では通常範囲です。当初の取組みのときは、減農薬、減減栽培をすれば付加価値は少しプラスアルファ、米価にはプラスアルファになりました。追加の価格はありましたけれども、昨今の需要減退で、各農協は「して当たり前」だと。生産者と消費者、エンドユーザーの評価は減減50は通常範囲だということで、それを取っ払って今、補助金はありません。

でも、昨今、農林水産省でみどりの食料システム戦略ということで、有機栽培、減農薬、減化学肥料ですか。取組みの生産者、組織には達成をすれば補助金をあげます、ということ

で今、我々も青写真を計画中です。というのは、減化学肥料、減農薬はこれはごく当たり前ですので、そのうえで有機、やはり旨み。この評価はやはり差別化をして、新潟米の評価を上げるべきだろうという対応で今、取り組んでいます。

今後、食料システムの中で取り組んで、いわゆる手っ取り早くいえば副産物である籾殻ですよね。籾殻堆肥を有機の利用をして化学肥料を減ずるということで、新潟かがやき農協も市農協石山委員のところもそうでしょうけれども、今、生産現場ではそういう風潮になっています。そういう方向で、けっこうな初期投資がかかるものでございますので、国に申請をして対応していきたいと思っています。その風潮も今、生産現場ではあります。

ただし、今期の米価、仮渡しがこの8月18日に一応決定をする予定です。その米価、その仮渡金が非常に気になる場所ですので、諸物価も上がった中で、また生産現場でも生産費、生産資材の高騰が非常に影響を受けていますので少し上げていただきたい。上げるというのは、諸物価が上がって、いろいろな小売りはじめいろいろなことで上がっていますので、米はかやの外というわけにはいかないもので、これは一つ今年は生産者、また消費者からも理解を得るような環境づくりをしていかなければいけない。買っていただくものですので、やはり再生産できる状況対応をお願いするというので、全農、全中と今協議中で、全中もけっこうなアピールをしていますし、その辺は消費者からご理解をいただきたいという部分で今、やっています。上げ基調です。いくら上がるかということは、まだ分かりません。その辺は、諸般の動向を見ながらということになっています。

ただし、米価を上げる据え置きというわけにもいきません。国の政策も肥料の補助金等々も今、アピールをしていますし、全農も精一杯頑張ると言っていますので、その辺は期待できる部分があります。ただし、まだどれくらいということで、国が2割やれば70パーセントの対応を補填しますということです。ただ、今後について、いわゆるもう米のほうは生産は終わります。ほぼ、もう終わりました。けれども、来年に備えた春肥、春の肥料の価格がまだ未だ不透明でございますので、その辺の動向も捉えながら対応をして、皆さんからご理解をいただきたいという部分が非常にあるので、その辺も併せて今後、将来的には減化学肥料という方向で対応することになっています。また、そういう方向にいかなければ差別化もできない。新潟米のプライド、今ある状況が継続できないという部分であれば、やはり取り組むべきだろうということに方向付けとしてはなった。そういうことですので、減減はもう生産現場では当たり前。減減50です。減化学肥料ということで、50はこれの中で今後、有機質の使用をして、差別化をして評価を上げるという方向になってございます。

青山さんは消費者か生産者か分かりませんが、多分消費者ですね。

(青山委員)

消費者です。

(高橋委員)

一つ、ご理解をお願いしたい。

(青山委員)

微力ながら、食べさせていただきます。

(吉川会長)

なかなか、米価がここまで下がった。それから、一方で、肥料等の資材がウクライナ情勢もありましてすごく上がっている中で、農家だけにそれを押し付けることはなかなか難しい。また減減すれば、ほかの指標2のうるち米一等米比率も必然的に下がってくるという、トレードオフの関係があつてなかなか難しいところにあるのかと思います。継続して、やはりこういう環境への配備、あるいは安心安全への配慮、そして新潟の米の付加価値の向上というものは進めていかななくてはいけないと思います。

ほかに、ご質問はございますでしょうか。ないようでしたら、報告事項②農業振興地域整備計画の変更について、事務局からご説明をお願いします。

(農林政策課長)

それでは、報告事項の二つ目になります。農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更についてです。こちらは、お手元にあります資料6-1、資料6-2、資料6-3を使用させていただきまして、一括して概要をご説明させていただきます。こちらの資料ですけれども、昨年9月の小委員会で審議いただいている、1ヘクタール以上10ヘクタール未満の農振除外案件2件のほか、小委員会での審議に代えて審議会で報告することとされております、1ヘクタール未満の農振除外および用途変更の案件22件につきまして一部抜粋してご説明させていただきますと思います。

最初に、資料6-1の一覧表をご覧ください。前回、昨年の7月の本審議会以降、これまでの農用地利用計画の変更案件の一覧です。表の下の欄外になりますが、数字を記載させていただいております。変更実績の集計となっております。農外利用の開発を前提とする農振の除外案件が9件で、総面積は約8万5,000平米です。また、農地から農業用施設用地への用途変更の案件が15件で、総面積は約2万6,000平米となっております。合計24件、総面積で約11万1,000平米の変更を行っております。

次に、資料6-2をご覧ください。新潟市全図に変更箇所の一部を落としたものになります。地図上の丸付きの数字は、先ほど資料6-1の一覧表の一番左の列の番号と対応しております。また、新潟市全図に記載をしております、白い四角が農振除外の箇所、オレンジ色の四角が用途変更の箇所となっております。これら24件のうち、主な変更案件として引出線により吹

き出しの様な形で変更概要を記載しております6件について、ご説明をさせていただきたいと思っております。

資料6-2の全図と併せまして、資料6-3のA4の横になりますが、拡大地図を併せてご覧いただきたいと思っております。はじめに、資料6-2の図面のほぼ中央、四角い四角の①です。こちらは、江南区和田、新潟地域の案件となっております。

資料6-3の1ページ目になりますが、左上に①と書かれたページが変更か所の詳細図となっております。新潟県農業共済組合が令和3年4月の合併により全県1組合となったことに伴いまして、本所となる当該地、江南区和田の事務所に勤務する職員ですとか、公用車および会議等への際の参集者が増加するため、不足が見込まれる駐車場用地を確保するための約2,700平米の農振除外となっております。A4横の赤い欄が農振除外の部分となっております。こちらは、昨年10月1日に計画の変更を行っております。

次に、またA3の全図をご覧いただきたいと思っております。図面の右斜め下、白い四角の⑩です。こちらは、秋葉区程島新津地区の地域の案件となっております。A4横の資料3の2ページ目をご覧ください。左上に⑩と書かれたページが、変更箇所の詳細です。こちらは、病院および病院に併設する介護老人保健施設が築年数の経過により、既存施設では医療の質と機能の向上が困難なことから、地域住民に最新の治療、療養環境を提供するために移転新築用地を確保するということから、約4万平米の除外を行った案件です。診療科目の追加、また新型コロナウイルス感染症等の対応を考えますと、老朽化した施設の活用、また既存施設の敷地を活用しての建て替えが困難であることと、さらに災害時における区役所等との連携強化を考慮して当該用地が選定されたものであります。なお、この案件につきましては、昨年9月に開催いたしました小委員会で審議いただいております、本年令和4年2月15日に計画の変更を行っております。

続きまして、A3の地図をまたご覧ください。今ほどの⑩の右上、オレンジ色の四角の⑫、こちらは秋葉区新津東町、同じく新津地区の案件です。また、詳細といたしまして、A4横6-3の詳細図をご覧ください。3ページ目の左上に⑫と書かれたページが変更箇所の詳細図です。こちらは、農業協同組合が設置、管理する米の低温倉庫の新設用地を確保するための約1万6,000平米の用途変更の案件です。現状で、当該農協の約11箇所に分散する16棟の倉庫のうち、12棟は築50年以上が経過しており、全倉庫の保管能力の55パーセントが常温の倉庫となっております。一部は、周辺の宅地化等により大型車の乗り入れが困難となっていることから倉庫を集約し、事業運営の効率化を図るとともに保管する米の品質確保を図るために建設するものです。本年、令和4年2月15日にこちらでも計画の変更を行っております。

次に、A3横の地図の今ほどの⑫の左上、白い四角の⑭です。こちらは、江南区割野、新

潟地域の案件です。資料 6-3 の 4 ページ目になります。左上に、㊸と書かれたページです。こちらは、認定こども園の園庭および駐車場用地を確保するための約 1,700 平米の除外の案件です。新型コロナウイルス感染症対策として、室内遊戯室の利用人数を制限した結果、慢性的に運動の場が不足し、教育、保育の質の維持が困難な状況となっております。また、令和 2 年 3 月の園舎の建て替えの際に定員を増員したことで、保護者用駐車場が不足する状況であることから、これらの状況を改善するために施設整備を行うもので、令和 4 年 2 月 28 日に計画の変更を行っております。

続きまして、A 3 の地図上の図面中央下になります、白い四角の㊸です。こちらは、西蒲区小吉、中之口地域の案件です。資料 6-3、A 4 横の 5 ページ目をご覧ください。左上に㊸と書かれたページが変更箇所の詳細図となっております。こちらは、工業用地を確保するための約 2 万 9,000 平米の農振除外案件です。当該工業団地は、農村地域への産業の導入の促進に関する法律に基づく産業導入地区となっております。立地する金属製品製造業、食品製造業の 2 社が急速な自動車業界の技術革新および医療製品の世界的な需要拡大やライフスタイルの変化に対応する生産拡大に伴い、敷地を拡張して工場を建設するものです。なお、本案件についても、昨年 9 月に開催した小委員会で審議いただいております。審議いただいたとおり、本年 3 月 10 日に計画変更を行っております。

最後に、A 3 図面のほぼ中央になりますが、オレンジ色の四角の㊸、こちらは南区鷺ノ木新田白根地域の案件です。資料 6-3 の 6 ページ目、最終ページになりますが、左上に㊸と書かれた詳細図です。こちらは、農家レストラン建設用地を確保するために約 500 平米の用途変更を行う案件です。当該地区で、ぶどう、梨、桃などの果実およびいちごの観光農園約 4 ヘクタールを県内唯一通年で営業する農業法人が、自社で生産する果実等を使用したフルーツパフェですとか、カフェメニューを提供するために施設を建設するものです。

現状の収穫体験による販売、直売および通信販売などに加えて、農家レストランの営業を加えることで営業の多角化による経営発展を目的としており、令和 4 年 6 月 23 日に計画変更を行っております。

説明は以上です。

(吉川会長)

ただいまの説明につきまして、ご質問はございますでしょうか。特にないようでしたら、次第報告③農業振興地域整備計画再編について、事務局から説明をお願いします。

(農林政課長)

報告事項の 3 点目になります。農業振興地域整備計画再編事業について、資料 7 によりご説明をさせていただきます。

はじめに、1、事業目的についてです。本市の現行の農業振興地域整備計画は、旧合併市町村単位の15の計画となっております。合併後、国からの指導では、1市町村1計画とされているところではありますが、本市におきましては農地面積が広大であることから、国、県との協議の結果、行政区単位の8計画による管理が了承され、令和2年度から区域の統合再編による作業を進めさせていただいております。この再編を機に、これまで紙による農業振興地域の管理を行ってございましたけれども、管理システムを導入し、デジタル化を図ることで、土地一筆単位の計画管理に移行し、精度の向上、効率化を図っていくものであります。

次に、2、事業期間についてです。本事業につきましては、令和2年度から令和4年度までの3か年の事業として行っております。初年度の令和2年度につきましては、農用地区域の範囲を正確に把握するため、区域内の一筆ごとの土地基盤情報の整備を行っております。2年目となる、令和3年度につきましては、農用地等の面積、土地利用、農業就業人口すとか農業生産基盤等の現状および将来見通しについて、基礎調査資料として取りまとめを行いました。

また、管理システムの設計と開発を併せて行っております。今年度の令和4年度につきましては、次の3、令和4年度業務内容をご覧くださいと思います。今年度につきましては、(1)行政区単位の8つの農業振興地域整備計画書の作成を進めます。整備計画書の一部となりますけれども、(2)農用地利用計画の作成、また(3)の関係する附図の作成も併せて行います。また、(4)につきましては、(1)、(2)、(3)で作成した計画案をもって、県と協議を行います。県の新潟地域振興局を窓口といたしまして、計画変更の協議を行い、農業振興地域の整備に関する法律の定めによる変更手続きを進めてまいります。また、(5)管理システムの改修ということで、これまで紙ベースで行っていた事務を各区役所において、管理システム上で行えるような形での改修を行います。

次に、4、業務スケジュールです。今年度におきましては、記載のスケジュールは令和5年度から再編後の運用を行うための概ねのスケジュールを記載したものとなっております。令和2年度および3年度に行った表の0となっておりますが、基礎調査の結果をもとに、本年度4月から整備計画書案の作成に着手しております。7月から、県と作成した案の頭出し協議に入っております。県から技術的な助言をいただきながら、必要に応じて案の修正を行い、今月末を目途に行程の③としておりますが、関係機関への意見照会として、関係する農業協同組合、土地改良区、農業委員会への意見照会を行います。この意見照会でいただいた意見を案に反映し、10月以降に県との事前相談を行います。これは、②の頭出し協議が整った旨を文書で交わす手続きとなっております。

また、⑤から⑦については、法定の手続きとなっております。⑤法第11条公告・縦覧につ



きましては、いわゆるパブリックコメントの手続きとなっており、概ね 30 日間、整備計画書の案の縦覧を行い、住民の意見提出、土地の権利者の異議申し出の機会を設けるものです。この 11 条公告を経て、⑥県の法定協議につきましては、11 条公告・縦覧を踏まえたものについて、県との協議を行うものです。こちらにつきまして、県の同意を得たうえで⑦法第 12 条公告により、計画を変更した旨の公告を行うことで計画変更の手続きが完了となります。⑧につきましては令和 5 年 4 月以降新たな 8 計画による運用を開始するということを目指して、スケジュールに基づいて現在進めさせていただいているものです。

最後に、5、整備計画書案への意見聴取等についてです。4、業務スケジュールでご説明させていただきましたとおり、整備計画の変更にあたっては、法に定める（1）県協議ですとか、（2）関係機関への意見照会を行う必要があります。また、（3）ですが、本審議会におきましては、市の附属機関設置条例において、整備計画の樹立ならびに計画の推進に関して必要な事項を調査、審議するということが、所掌事務となっております。このことから、以下の（3）①から③により、審議会の委員の皆様にご意見を伺いさせていただきたいと考えております。本日、現在作成中の整備計画書案 8 区分を机上に配付させていただきましたけれども、お持ち帰りいただいて内容のご確認をお願いしたいと思います。

②、③ですけれども、ご意見がありましたら後日、メールにより様式を送付させていただきますので、期間が短いところ大変恐縮ですけれどもご意見等ございましたら 8 月 19 日までにご提出をお願いしたいと思います。時節柄、ご多忙中のところ大変お手数をおかけしますがどうぞよろしくをお願いしたいと思います。

最後は、ご依頼となりましたが、こちらの説明は以上になります。

（吉川会長）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

（青山委員）

これは何なのだろうと最後まで思っていたのですが、大きな宿題をいただきまして。拝見はするのですが、どこを重点的に見たらいいのかということをお教えいただくとありがたいです。お願いします。

（農林政策課長）

今回、配付させていただいているものにつきましては、各区ごとに農業の振興に関する部分で区の特徴を記載させていただいているもののほか、土地利用に関する情報を区ごとに記載させていただいているものになっております。今後の区の計画的なところを、農業振興地域整備計画以外の関連する農業関係の計画との整合を取りつつ、記載させていただいている計画です。委員の皆様からは各区の特徴ですとか、土地利用の方向のあたりなどに目を通し

ていただけたら幸いです。

(青山委員)

各区の特色は皆さんの区だったら分かると思うのですが、なかなかハードルが高いのですが、意見があればということでよろしいでしょうか。

(吉川会長)

たしかにこれは、私も今拝見しましたけれども、どこに着眼していいのかはなかなか。しかし、この委員会の審議事項というか、やらなくてはいけないことですので読ませてはいただきますけれども、あまり安易なことも言えないし、なかなか。こういった意見を出せばいいかということがよく分からないのですけれども、以前、こういった委員会、審議会の委員から、こういった意見があったというような例みたいなものがあるとですね、我々もこういった意見を出したらいいのか分かりますので、そういった参考資料みたいなものも一緒にお送りいただけると助かると思います。

ほかに、何かご質問はございますでしょうか。ないようでしたら、次第5、その他に移ります。事務局から、何かございますでしょうか。ないようでしたら、予定されていた議事はこれで終了いたします。会の進行を事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございました。

(司 会)

ありがとうございました。会長におかれましては、円滑な会議の進行をありがとうございました。あと、委員の皆様におかれましてもご意見、ご議論ありがとうございました。

審議会は以上で終了となります。一旦休憩を挟みまして、午後3時から新潟市農業構想策定部会ということで、また再開したいと思います。

先ほど、部会委員として指名させていただきました、吉川会長、青山委員、堀委員、杉本委員、高橋委員、石山委員、以上の方々につきましては、引き続きお願いしたいと思います。それでは、終了いたします。ありがとうございました。お疲れ様でした。